

令和8年設楽町告示第13号

設楽町商工業活性化補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

## 令和8年設楽町告示第13号

### 設楽町商工業活性化補助金交付要綱の一部を改正する要綱

設楽町商工業活性化補助金交付要綱（令和5年設楽町告示第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「商工業の活性化を目的として行う事業」の次に「、または地域の雇用、産業を維持し持続的な地域経済を形成する事業」を加える。

第2条を次のように改める。

この補助金は、町内の商工業者、または町内事業所の経営権を引き継ぐ後継者が行う商工業活性化事業に対し、その経費の一部を助成することにより、事業者の高齢化および後継者不足の解消や地域の雇用と産業を維持することで、持続可能な経済振興と町民生活の向上を図ることを目的とする。

第3条第3号の次に次の1号を加える。

（4）商工業後継者 現経営者の事業を承継、または将来承継する者で満50歳未満の者をいう。

第5条を次のように改める。

補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の第1号から第3号のいずれかに該当し、かつ第4号から第7号のすべてに該当する者で、別表に掲げる

者とする。

- (1) 町内に住所及び事業所を有する個人または転入する予定の者
- (2) 町内に事業所を有する中小企業者
- (3) 親族承継、従業員承継、第三者承継（M&A 含む）などで町内事業所の経営権を引き継ぐ商工業後継者で町内に住所を有するまたは転入する予定の者
- (4) 設楽町内の商工会（以下「町内商工会」という。）加入者若しくは町内商工会加入予定者
- (5) 継続的に町内商工会の指導を受けるもの。
- (6) 町が主催及び共催する事業に積極的に参加、協力することができるもの。
- (7) 創業支援事業については、次の（ア）、（イ）、事業継続支援事業については、次のすべてに該当するもの。
  - （ア）事業に必要な許可及び資格を有しているもの又は有する予定のもの。
  - （イ）特定創業支援事業による支援を受けたもの又は受ける予定のもの。
  - （ウ）商工業後継者であること。

2 次の各号に該当する者は、補助対象者から除外する。

- (1) 補助事業年度内に創業または承継を予定していないもの及び創業日または承継日から2年以上経過したもの。
- (2) 医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入のみの農林漁業を営む個人事業者、協同組合等の組合、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動団体、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等
- (3) 納期が到来している町税等の未納があるもの。
- (4) 設楽町暴力団排除条例（平成24年設楽町条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するもの。

- (5) 営業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業であるもの。
- (6) 政治活動、宗教活動又はそれに類する活動を営もうとするもの。
- (7) 国、他の地方公共団体その他の機関が実施する同様の趣旨の補助金、助成金等の交付を受けているもの。
- (8) その他町長が適切でないと判断する事業を営むもの。

第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項および第 12 条中「創業支援事業に係る補助金」を「創業支援事業及び事業継続支援事業に係る補助金」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
特産品・新商品開発支援事業	地元産品等を利用した加工品や新商品を研究開発し、完成させた町内の商工業者又は町内商工会員	需用費、委託料、備品購入費及び広告宣伝費（直接事業に必要な備品に限る。）  （年度が替われば新たに申請はできるが同じ系統の商	1 補助率 2 分の 1 以内  2 限度額 50 万円  （ただし、2 ヶ年にわたる場合は 2 年間で 50 万円）

		品は補助対象外とする)	
販路拡大支援事業	<p>販路拡大を図るため、次の事業を実施する町内の商工業者又は町内商工会員</p> <p>ア 商品見本市又は展示会等への出展及び販売</p> <p>イ 新規にインターネットのホームページを作成し販売促進を図る。</p> <p>ウ 看板の設置又はチラシを作成し宣伝広告する。</p> <p>エ 新たにオンラインで通信販売を開始する。</p>	<p>ア 出展料（小間料）</p> <p>イ ホームページ作成に係る費用（初期費用のみ）</p> <p>ウ 看板作成費、設置工事費及びチラシ作成費（デザイン料、印刷費、新聞折込料等）</p> <p>エ EC サイト出店料（定額分のみ）またはソフトウェア購入費（年度が替われば新たに申請はできるが同じ事業、内容等は補助対象外とする）</p>	<p>1 補助率 2 分の 1 以内</p> <p>2 限度額</p> <p>ア 出展料 20 万円</p> <p>イ ホームページ作成 20 万円</p> <p>ウ 看板及びチラシ作成費 20 万円</p> <p>エ EC サイト出店料 12 万円（初年度分のみ）またはソフトウェア購入費 12 万円</p>

<p>創業支援事業</p>	<p>町内で新たに事業を開始する個人又は法人で特定創業支援事業による支援を受けた者。</p> <p>当該事業開始後、5年以上事業を継続すること。</p>	<p>賃借料、役務費、改修費、工事費、備品購入費、ソフトウェア購入費、手数料（初期費用のみ）、看板作成費及び設置工事費（直接事業に必要な備品に限る。）</p>	<p>1 補助率2分の1以内</p> <p>2 空き店舗等を賃借又は改修し、店舗とする場合の限度額</p> <p>ア 賃料60万円（賃料月5万円を限度とし、12月分を限度とする。）</p> <p>イ 改修費50万円</p> <p>3 新築又は自己用住宅を改築し、店舗とする場合の限度額</p> <p>ア 新築費100万円</p> <p>イ 改築費50万円</p> <p>4 機器購入費の限度額80万円</p> <p>5 ホームページ作成費の限度額20万円</p> <p>6 看板作成、設置費チラシ作成費</p>
---------------	--	---	---

			<p>の限度額 20 万円</p> <p>※ 2 ～ 6 の合算金額を申請することができるが、その限度額は100万円とする。</p>
<p>事業継続 支援事業</p>	<p>町内で事業を営む中小企業・小規模事業者</p> <p>親族承継・従業員承継・第三者承継（M&amp;A含む）などで経営権を引き継ぐ後継者</p> <p>承継後 2 年以内の者、または承継予定が具体化している者</p> <p>後継者は計画提出時において満 5 0 歳未満の者</p> <p>承継後 1 0 年以上事業を継続すること。</p>	<p>承継後の設備投資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化設備の更新</li> <li>・生産性向上設備（加工機、冷凍冷蔵設備、ロースタ一など）</li> <li>・店舗改装、衛生設備、厨房機器</li> <li>・省エネ、省電力設備</li> </ul> <p>ただし、直接事業に必要な設備、改装に限る。</p>	<p>1 承継後の設備投資に係る経費</p> <p>補助率 2 分の 1 以内</p> <p>（限度額 200 万円以内）</p> <p>② 設備投資額に対するその年度の固定資産税相当額を限度として、事業開始後の 1 年分の範囲以内を補助する。ただし、固定資産税相当額が 10 万円</p>

			を超える場合は、 限度額の 10 万円 とする。また課税 されたのち申請 により交付決定 する
--	--	--	--

様式第 2 その 3 中及び様式第 9 その 3 中、様式名の「創業支援事業」を「創業支援事業・事業継続支援事業」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

設楽町商工業活性化補助金交付要綱（令和5年設楽町告示第41号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、設楽町補助金等交付規則（平成17年設楽町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町内の商工業者（中小企業者に限る。以下同じ。）が商工業の活性化を目的として行う事業、<u>または地域の雇用、産業を維持し持続的な地域経済を形成する事業</u>（以下「商工業活性化事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>この補助金は、町内の商工業者、または町内事業所の経営権を引き継ぐ後継者が行う商工業活性化事業に対し、その経費の一部を助成することにより、事業者の高齢化および後継者不足の解消や地域の雇用と産業を維持することで、持続可能な経済振興と町民生活の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>商工業後継者 現経営者の事業を承継、または将来承継することが確実である者で満50歳未満の者をいう。</u></p> <p>第5条 <u>補助金の交付対象者</u>（以下「<u>補助対象者</u>」という。）は、次の第1号から第3号のいずれかに該当し、かつ第4号から第7号のすべてに該当する者で、別表に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>町内に住所及び事業所を有する個人または転入する予定の者</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、設楽町補助金等交付規則（平成17年設楽町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町内の商工業者（中小企業者に限る。以下同じ。）が商工業の活性化を目的として行う事業_____</p> <p>（以下「商工業活性化事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>この補助金は、町内の商工業者が行う商工業活性化事業に要する経費の一部を助成することにより、本町の経済の振興と町民生活の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第5条 <u>補助金の交付対象者</u>（以下「<u>補助対象者</u>」という。）は、次の第1号若しくは第2号に該当し、かつ第3号から第6号のすべてに該当する者で、別表に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>町内に住所及び事業所を有する個人</u></p> <p>_____</p>

<p><u>(2) 町内に事業所を有する中小企業者</u></p> <p><u>(3) 親族承継、従業員承継、第三者承継 (M &amp; A 含む) など町内事業所の経営権を引き継ぐ商工業後継者で町内に住所を有するまたは転入する予定の者</u></p> <p><u>(4) 設楽町内の商工会 (以下「町内商工会」という。) 加入者若しくは町内商工会加入予定者</u></p> <p><u>(5) 継続的に町内商工会の指導を受けるもの。</u></p> <p><u>(6) 町が主催及び共催する事業に積極的に参加、協力することができるもの。</u></p> <p><u>(7) 創業支援事業については、次の (ア)、</u>  <u>(イ)、事業継続支援事業については、次のすべてに該当するもの。</u>  <u>(ア) 事業に必要な許可及び資格を有しているもの又は有する予定のもの。</u>  <u>(イ) 特定創業支援事業による支援を受けたもの又は受ける予定のもの。</u>  <u>(ウ) 商工業後継者であること。</u></p> <p><u>2 次の各号に該当する者は、補助対象者から除外する。</u></p> <p><u>(1) 補助事業年度内に創業または承継を予定していないもの、また創業日または承継日から2年以上経過したもの。</u></p> <p><u>(2) 医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入のみの農林漁業を営む個人事業者、協同組合等の組合、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動団体、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等</u></p> <p><u>(3) 納期が到来している町税等の未納があるもの。</u></p>	<p><u>(2) 町内に事業所を有する中小企業者</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(3) 設楽町内の商工会 (以下「町内商工会」という。) 加入者若しくは町内商工会加入予定者</u></p> <p><u>(4) 継続的に町内商工会の指導を受けるもの</u></p> <p><u>(5) 町が主催及び共催する事業に積極的に参加、協力することができるもの</u></p> <p><u>(6) 創業支援事業については、次のすべてに該当するもの</u>  <u>(ア) 事業に必要な許可及び資格を有しているもの又は有する予定のもの</u>  <u>(イ) 特定創業支援事業による支援を受けたもの</u></p> <p><u>2 次の各号に該当する者は、補助対象者から除外する。</u></p> <p><u>(1) 交付申請時において、本町内で事業を開始してから1年に満たないもの</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(2) 納期が到来している町税等の未納があるもの。</u></p>
---	--

<p>(4) <u>設楽町暴力団排除条例（平成 24 年設楽町条例第 12 号）に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するもの。</u></p> <p>(5) <u>営業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業であるもの。</u></p> <p>(6) <u>政治活動、宗教活動又はそれに類する活動を営もうとするもの。</u></p> <p>(7) <u>国、他の地方公共団体その他の機関が実施する同様の趣旨の補助金、助成金等の交付を受けているもの。</u></p> <p>(8) <u>その他町長が適切でないと判断する事業を営むもの。</u></p> <p>第 7 条 <u>別表に掲げる補助事業のうち創業支援事業及び事業継続支援事業に係る補助金</u>の交付を受けようとする者は、補助事業を開始しようとする日の 14 日前までに設楽町商工業活性化補助金事業概要書（様式第 1）に、事業計画書（様式第 2 その 3）及び収支予算書（様式第 3）を添付して町長に提出し、審査を受けなければならない。</p> <p>第 8 条 <u>補助金（創業支援事業及び事業継続支援事業に係る補助金を除く。）</u>の交付を受けようとする者は、設楽町商工業活性化補助金交付申請書（様式第 6）に、事業計画書及び収支予算書を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>第 12 条 <u>創業支援事業及び事業継続支援事業に係る補助金</u>の交付を受けた者が、別表に掲げる項目及び期間内に中止、廃止又は転売したときは、町長が定める補助金の額を返還しなければならない。ただし、町長が</p>	<p>(3) <u>設楽町暴力団排除条例（平成 24 年設楽町条例第 12 号）に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するもの。</u></p> <p>(4) <u>営業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業であるもの。</u></p> <p>(5) <u>政治活動、宗教活動又はそれに類する活動を営もうとするもの。</u></p> <p>(6) <u>国、他の地方公共団体その他の機関が実施する同様の趣旨の補助金、助成金等の交付を受けているもの。</u></p> <p>(7) <u>その他町長が適切でないと判断する事業を営むもの</u></p> <p>第 7 条 <u>別表に掲げる補助事業のうち創業支援事業に係る補助金</u>  <u>の交付を受けようとする者は、補助事業を開始しようとする日の 14 日前までに設楽町商工業活性化補助金事業概要書（様式第 1）に、事業計画書（様式第 2 その 3）及び収支予算書（様式第 3）を添付して町長に提出し、審査を受けなければならない。</u></p> <p>第 8 条 <u>補助金（創業支援事業に係る補助金を除く。）</u>の交付を受けようとする者は、設楽町商工業活性化補助金交付申請書（様式第 6）に、事業計画書及び収支予算書を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>第 12 条 <u>創業支援事業に係る補助金</u>  <u>の交付を受けた者が、別表に掲げる項目及び期間内に中止、廃止又は転売したときは、町長が定める補助金の額を返還しなければならない。ただし、町長</u></p>
--	--

やむを得ない理由があると認めた場合は除く。

別表

別表（第4条、第5条、第6条、第7条、第12条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
特産品・新商品開発支援事業	地元産品等を利用した加工品や新商品を研究開発し、完成させた町内の商工業者又は町内商工会員	需用費、委託料、備品購入費及び広告宣伝費（直接事業に必要な備品に限る。） （年度が替われば新たに申請はできるが同じ系統の商品は補助対象外とする）	1 補助率2分の1以内 2 限度額50万円（ただし、2ヶ年にわたる場合は2年間で50万円）
販路拡大支援事業	販路拡大を図るため、次の事業を実施する町内の商工業者又は町内商工会員 ア 商品見本市又は展示会等への出展及び販売 イ 新規にインターネットのホームページを作成し販売促進を図る。 ウ 看板の設置又はチラシを作成し宣伝広告する。 エ 新たにオンラインで通信販売を開始する	ア 出展料（小間料） イ ホームページ作成に係る費用（初期費用のみ） ウ 看板作成費、設置工事費及びチラシ作成費（デザイン料、印刷費、新聞折込料等） エ ECサイト出店料（定額分のみ）またはソフトウェア購入費 （年度が替われば新たに申請はできるが同じ事業、内容等は補助対象外とする）	1 補助率2分の1以内 2 限度額 ア 出展料20万円 イ ホームページ作成20万円 ウ 看板及びチラシ作成費20万円 エ ECサイト出店料12万円（初年度分のみ）またはソフトウェア購入費12万円
創業支援事業	町内で新たに事業を開始する個人又は法人で特定創業支援事業による支援を受けた者。当該事業開始後、5年以上事業を継続すること	賃借料、役員費、改修費、工事費、備品購入費、ソフトウェア購入費、手数料（初期費用のみ）、看板作成費及び設置工事費（直接事業に必要な備品に限る）	1 補助率2分の1以内 2 空き店舗等を賃借又は改修し、店舗とする場合の限度額 ア 賃料60万円（賃料月5万円を限度とし、12月分を限度とする。） イ 改修費50万円 3 新築又は自己用住宅を改築し、店舗とする場合の限度額 ア 新築費100万円 イ 改築費50万円 4 機器購入費の限度額80万円 5 ホームページ作成費の限度額20万円 6 看板作成、設置費チラシ作成費の限度額20万円 ※2～6の合算金額を申請することができるが、その限度額は100万円とする
事業継続支援事業	町内で事業を営む中小企業・小規模事業者 親族承継・従業員承継・第三者承継（M&A含む）などで経営権を引き継ぐ後継者 承継後2年以内の者、または承継予定が具体化している者 後継者は計画提出時において満50歳未満の者 承継後10年以上事業を継続すること	承継後の設備投資・老朽化設備の更新・生産性向上設備（加工機、冷凍冷蔵設備、ロースターなど） ・店舗改装、衛生設備、厨房機器・省エネ、省電力設備 ただし、直接事業に必要な設備、改装に限る	①承継後の設備投資に係る経費 補助率2分の1以内（限度額200万円以内） ②設備投資額に対するその年度の固定資産税相当額を限度として、事業開始後の1年分の範囲以内を補助する。ただし、固定資産税相当額が10万円を超える場合は、限度額の10万円とする。また、課税されたのち申請により交付決定する

がやむを得ない理由があると認めた場合は除く。

別表

別表（第4条、第5条、第6条、第7条、第12条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
特産品等開発事業	地元産品等を利用した加工品や新商品を研究開発し、完成させた町内の商工業者又は町内商工会員	需用費、委託料、備品購入費及び広告宣伝費（直接事業に必要な備品に限る。）	1 補助率2分の1以内 2 限度額50万円（ただし、2ヶ年にわたる場合は2年間で50万円）
販路拡大支援事業	販路拡大を図るため、次の事業を実施する町内の商工業者又は町内商工会員 ア 商品見本市又は展示会等への出展及び販売 イ 新規にインターネットのホームページを作成し販売促進を図る。 ウ 看板の設置又はチラシを作成し宣伝広告する。 エ 新たにオンラインで通信販売を開始する	ア 出展料（小間料） イ ホームページ作成に係る費用（初期費用のみ） ウ 看板作成費、設置工事費及びチラシ作成費（デザイン料、印刷費、新聞折込料等） エ ECサイト出店料（定額分のみ）またはソフトウェア購入費 （年度が替われば新たに申請はできるが同じ事業、内容等は補助対象外とする）	1 補助率2分の1以内 2 限度額 ア 出展料20万円 イ ホームページ作成20万円 ウ 看板及びチラシ作成費20万円 エ ECサイト出店料12万円（初年度分のみ）またはソフトウェア購入費12万円
創業支援事業	町内で新たに事業を開始する個人又は法人で特定創業支援事業による支援を受けた者。当該事業開始後、5年以上事業を継続すること	賃借料、役員費、改修費、工事費、備品購入費、ソフトウェア購入費、手数料（初期費用のみ）、看板作成費及び設置工事費（直接事業に必要な備品に限る）	1 補助率2分の1以内 2 空き店舗等を賃借又は改修し、店舗とする場合の限度額 ア 賃料60万円（賃料月5万円を限度とし、12月分を限度とする。） イ 改修費50万円 3 新築又は自己用住宅を改築し、店舗とする場合の限度額 ア 新築費100万円 イ 改築費50万円 4 機器購入費の限度額80万円 5 ホームページ作成費の限度額20万円 6 看板作成、設置費チラシ作成費の限度額20万円 ※2～6の合算金額を申請することができるが、その限度額は100万円とする

## 様式第2その3 (第7条関係)

様式第2その3 (第7条関係)

事業計画書 (創業支援事業・事業継続支援事業)

施設名又は店舗名等	( )
(1) 工事期間 ※新築・改修等が必要な場合	着工 年 月 日 ( ) 完了 年 月 日 ( )
(2) 所在地 ※所在地を示す地図等を添付してください。	( )
(3) 契約年月日 (賃借・工事等)	年 月 日 ( )
(4) 開業年月日	年 月 日 ( )
(5) 事業の具体的内容 ※詳細な内容	
(6) 計画図面等	

※変更が生じた場合は、( ) 内に変更前を記入し、上段に変更後を記入すること。

## 様式第2その3 (第7条関係)

様式第2その3 (第7条関係)

事業計画書 (創業支援事業)

施設名又は店舗名等	( )
(1) 工事期間 ※新築・改修等が必要な場合	着工 年 月 日 ( ) 完了 年 月 日 ( )
(2) 所在地 ※所在地を示す地図等を添付してください。	( )
(3) 契約年月日 (賃借・工事等)	年 月 日 ( )
(4) 開業年月日	年 月 日 ( )
(5) 事業の具体的内容 ※詳細な内容	
(6) 計画図面等	

※変更が生じた場合は、( ) 内に変更前を記入し、上段に変更後を記入すること。

## 様式第9その3 (第10条関係)

様式第9その3 (第10条関係)

事業実績書 (創業支援事業・事業継続支援事業)

施設名又は店舗名等	
(1) 契約年月日	年 月 日
(2) 着工年月日	年 月 日
(3) 完了年月日	年 月 日
(4) 所在地 ※所在地を示す地図等を添付してください。	
(5) 事業の成果概要	

## 様式第9その3 (第10条関係)

様式第9その3 (第10条関係)

事業実績書 (創業支援事業)

施設名又は店舗名等	
(1) 契約年月日	年 月 日
(2) 着工年月日	年 月 日
(3) 完了年月日	年 月 日
(4) 所在地 ※所在地を示す地図等を添付してください。	
(5) 事業の成果概要	